

就労証明書の標準的な様式の 活用状況等に関する調査

調査概要

調査目的

更なる標準的な様式の普及に資するよう、令和2年度入所分の活用状況、令和3年度入所分以降の活用予定状況等の実態を把握し、普及に向けた課題の明確化の端緒を見出すことを目的とする。

調査実施期間

第1期調査 2020年9月23日（水） 2020年10月30日（金） 11月16日（月）接着分まで含めて集計
調査時点は、特に記載がない場合は令和2年9月30日時点の状況について回答

第2期調査 2021年2月5日（金）～2021年2月19日（金） 3月3日（水）接着分まで含めて集計
調査時点は、特に記載がない場合は令和3年4月1日時点の状況について回答

調査方法

委託調査（委託先 株式会社工業市場研究所）

第1期調査 電子メールにより調査票のエクセルファイルを送信し、電子メールにより調査票ファイルを回収

第2期調査 電子メールにより調査依頼。インターネット上でアンケートに回答

調査依頼は内閣府子ども・子育て本部から、各都道府県を通じて市区町村に依頼。

調査対象・回収数

全国の1,741市区町村（北方領土の6村除く）

第1期調査 1,692市区町村（回収率97.2%）

第2期調査 1,623市区町村（回収率93.2%）

「標準的な様式」（平成29年8月8日通知）及び「大都市向け標準的な様式」（令和元年8月14日通知）を総称して「標準的な様式」とする

就労を事由とする保育の必要性認定の申請（新規申請）が約140万件/年
 就労証明書の提出を伴う現況の届出（現況届）が約262万件/年
 市町村が受理した就労証明書の件数が約613万枚/年

年間で新規申請の2倍近い件数の現況届が提出されている。
 年間600万件を超える就労証明書が作成されており、標準的な様式の普及率が低く、市町村による独自様式の比重が一定程度ある状況の場合、作成時の企業の事務的非効率性が生じ、大きな負担となる。

標準的な様式の普及や電子的作成への対応が求められている。

就労証明書関連の現況

	全国計（推計 ^{1）}
新規申請	1,402,214件
現況届	2,616,375件
就労証明書受理件数 ^{注2}	6,127,207枚



注1 回答のあった自治体から人口当たりの件数を算出し、その平均値を未回答自治体の人口に乘じ全国推計
 注2 新規申請及び現況届が利用する子ども1人に対し1件である一方市町村が受理した就労証明書の件数は、市町村が受理した証明書の枚数を示すものであるため、新規申請及び現況届の合計値とはなっていない。

就労証明書の標準的な様式の活用状況

第1期調査

第2期調査

標準的な様式の活用率（市町村ベース）は令和3年4月1日時点で55.9%（微増傾向）。
人口カバー率ベースで61.7%（人口規模が大きい市町村ほど標準的な様式を活用）。

第1期調査 n=1,692
第2期調査 n=1,623

標準的な様式の活用状況

		市町村ベース		人口カバー率ベース	
		第1期調査 令和2年9月30日時点	第2期調査 令和3年4月1日時点	第1期調査 令和2年9月30日時点	第2期調査 令和3年4月1日時点
活用	標準的な様式を活用している	50.4%	51.9%	48.2%	41.7%
	（指定都市、中核市、特別区に限る場合）	42.7%	35.0%	42.1%	29.3%
	大都市向け標準的な様式を活用している	4.0%	6.1%	12.8%	22.3%
	（指定都市、中核市、特別区に限る場合）	15.5%	28.2%	21.2%	37.2%
	標準的な様式を活用している （標準的な様式、大都市向け標準的な様式のいずれかを活用）	53.0%	55.9%	59.3%	61.7%
	（指定都市、中核市、特別区に限る場合）	56.3%	61.2%	62.2%	65.4%
活用 予定	標準的な様式の活用を予定	1.2%		0.6%	
	大都市向け標準的な様式の活用を予定	1.4%		7.9%	
	いずれかの標準的な様式を活用予定	1.3%	0.1%	1.4%	0.0%
検討	標準的な様式を活用する前提で検討中		2.6%		6.8%
	活用するか未定だが検討中		15.0%		15.5%
	活用するか今後検討する予定	24.6%		26.2%	
	条件次第で検討		19.0%		12.4%
予定 なし	標準的な様式の活用予定はない	21.0%	7.5%	13.2%	3.6%

活用していることを周知していないが、提出があった際は受理する場合、「活用している」に含める

人口カバー率 標準的な様式を「活用」又は「活用予定がある検討」している自治体の人口が全国の人口のどの程度の割合を占めるか（総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数（令和2年1月1日現在）」）

標準的な様式 標準的な様式、及び「大都市向け標準的な様式」の総称

活用予定 例えば、既に標準的な様式を活用しており、大都市向け標準的な様式の活用を予定している場合、「いずれかの標準的な様式を活用予定」には含めていない（標準的な様式を活用している」に含めている）

標準的な様式を活用する予定がない理由（活用しない理由）

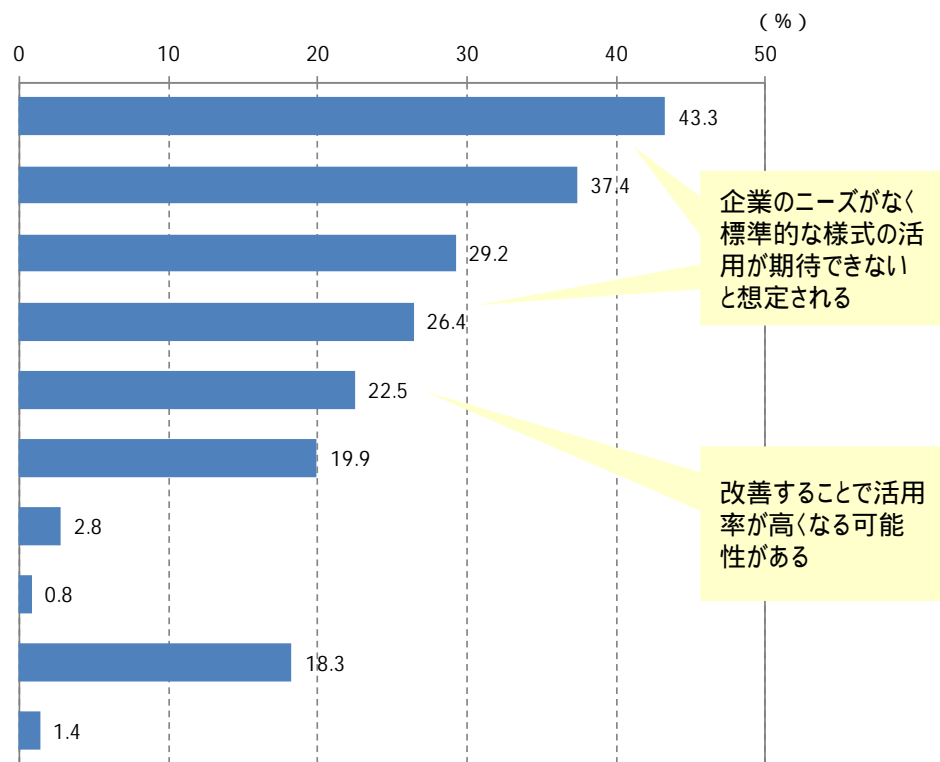
市町村内に大企業がない場合など企業側に標準的な様式に対するニーズがない場合、標準的な様式の活用を期待することは難しいと考えられる。このような理由が、標準的な様式を活用しない理由の上位を占めている。

「企業の事務負担の軽減につながらないと思われる」「様式を変えることで、企業が戸惑うことが懸念される」などと回答している市町村について、今までに企業から様式についての要望がないことから選択したとの声も聞かれ、実際に企業担当者にニーズを確認する等、裏付けに基づいた回答ではないケースが多く含まれると考えられる点に留意が必要。

標準的な様式の使い勝手の悪さを理由として活用していない場合、使い勝手を改善することで標準的な様式の活用率を高めることが可能であると想定される。ただし、「必要な項目が足りない」「不要な項目が多い」「学童保育など他の証明書と兼ねている」「黒塗りでは見ただ目が悪い」など自治体によって多様なニーズがあり、すべての自治体のニーズに沿うように改善することが難しい側面もある。

「標準的な様式」「大都市向け標準的な様式」のいずれも「活用する予定がない」理由

	n	%
管内や近隣に複数の市区町村の居住者を雇用するような大企業がないため	154	43.3
標準的な様式を活用しても、従来の様式と企業の事務作業の負担軽減につながらないと思われるため	133	37.4
今までと様式を変えることで、従来の企業が戸惑うことが懸念されるため	104	29.2
市区町村の様式に限定せず、企業独自の様式でも受け付けているため	94	26.4
標準的な様式の使い勝手が悪い、わかりにくい	80	22.5
市区町村内の業務を変更する手間が大きい	71	19.9
就労を証する書類として、就労証明書以外の書類を指定しているため	10	2.8
近隣市区町村と独自様式の統一を進めている、検討しているため	3	0.8
その他	65	18.3
未回答	5	1.4
全体	356	100.0



「標準的様式」「大都市向け標準的様式」の項目の削除・追加状況

第1期調査

標準的な様式をそのまま活用している市町村は4割に留まり、多くの市町村で、項目の削除（黒塗り）・追加などを行っている。

標準的な様式の項目の削除（黒塗り）・追加等の状況（第1期調査）

n = 標準的の様式は873、大都市向け標準的の様式は92

	標準的様式	大都市向け標準的様式
そのまま活用	43.3%	41.3%
項目の削除（黒塗り）	20.5%	35.9%
項目の追加	37.9%	51.1%
未回答	2.1%	3.3%
削除（黒塗り）の比率が高い項目	削除（黒塗り）している n = 179 就労実績 (31.3%) 復職年月日 (26.3%) 業種 (22.9%) 記入者連絡先 (22.3%) 就労時間（変則） (18.4%)	削除（黒塗り）している n = 33 就労実績（残業時間） (54.5%) 就労実績（給与支給実績） (51.5%) 就労実績（労働時間） (45.5%) 就労実績（年・月） (42.4%) 就労者の氏名 (39.4%) 就労実績（就労日数） (36.4%) 給与形態/金額 (27.3%) 記入内容の問い合わせ先 (24.2%)
	n = 追加している 331 ・通勤時間 (9.4%) ・短時間勤務の取得有無 (9.1%) ・就労日数 (8.5%) ・給与額・支払額 (8.2%) ・有期の場合の期間満了後の更新予定 (5.7%) ・通勤手段 (5.1%) ・単身赴任の有無 (5.1%) ・民生委員証明欄 (3.9%)	n = 追加している 47 ・保護者記入欄 (42.6%) ・育休期間の変更、延長可否 (14.9%) ・注記 (14.9%) ・通勤時間 (12.8%) ・仕事の内容 (8.5%) ・時間外勤務の有無、状況 (8.5%) ・短時間制度の利用経験、利用予定 (6.4%) ・給与締日、支払日 (6.4%) ・復職年月日 (6.4%) ・保育資格の有無 (4.3%)
独自仕様での追加等の比率が高い項目		

標準的様式において、項目の追加は想定していないものの、一定数の市町村において追加している。

標準的な様式において、項目の修正は想定していないものの、標準項目を修正する形で独自の仕様とし、項目追加処理をしている市町村が、標準的様式では47.7%、大都市向け標準的様式では26.1%存在する。

「標準的様式」「大都市向け標準的様式」の項目について

標準的様式の活用状況は、「そのまま活用」が43%であり、様式をそのまま活用しているケースが主流である。標準的様式に項目を追加している自治体が38%を占めているが、追加項目で最も多い「通勤時間」であっても、項目を追加している自治体の9.4%、標準的様式を活用している自治体全体では3.6%に留まる。一部の自治体から活用しない理由として「使い勝手が悪い、わかりにくい」「必要な項目が足りない」等の意見はあるものの、項目を追加・削除することで、そのまま活用している自治体の使い勝手が悪くなる可能性もあることから、項目を追加・削除する際は留意が必要である。

なお、第二期調査において、「地方自治体のシステム標準化における議論の結果によっては活用を検討」（12.8%）、「国から改めて依頼があれば活用を検討」（7.1%）、「世の中のデジタル化に対する期待度が高まれば活用を検討」（5.2%）など、標準的様式の修正といった観点ではなく、デジタル化への対応を推進するといった視点で活用が進む可能性が考えられる。

大都市向け標準的様式の活用状況は、「そのまま活用」が41%、「項目の追加」が51%である。追加項目では「保護者記入欄」が突出しており、また、「大都市向け標準的様式」もしくは「独自様式」のどちらかを活用している市町村（n=1,098）のうち、保護者記入欄を追加している市町村は55.5%存在する（人口カバー率ベースにすると71.4%）。標準的様式には保護者記入欄が設定されていることもあるため、保護者記入欄の追加は必須であると考えられる。

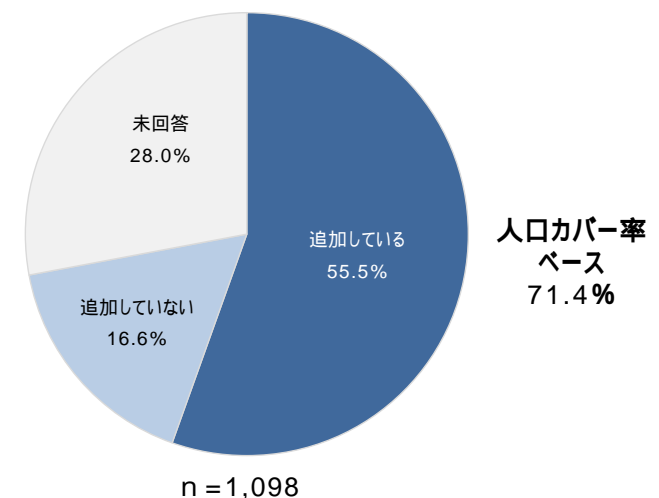
「標準的様式、大都市向け標準的様式共に活用していない」市町村の標準的な様式の活用についての検討状況（第2期調査）

「標準的様式、大都市向け標準的様式共に活用していない」と回答した市町村 n=716

	%
令和4年4月入所分の受付分から標準的な様式を活用することを既に決定している	0.1%
標準的な様式を活用する前提で検討中である	6.0%
標準的な様式を活用するか否かは不明だが、検討はしている	33.9%
地方自治体のシステム標準化における議論の結果によっては、活用を検討する	12.8%
国から改めて依頼があれば、活用を検討する	7.1%
世の中のデジタル化に対する期待度が高まれば、活用を検討する	5.2%
その他の理由・要因があれば、活用を検討する	17.9%
活用を検討するつもりはない	16.9%

保護者記入欄の活用状況（第1期調査）

「大都市向け標準的様式」「独自様式」を活用している自治体



電子化に向けた課題（就労証明書における押印の取扱い状況）

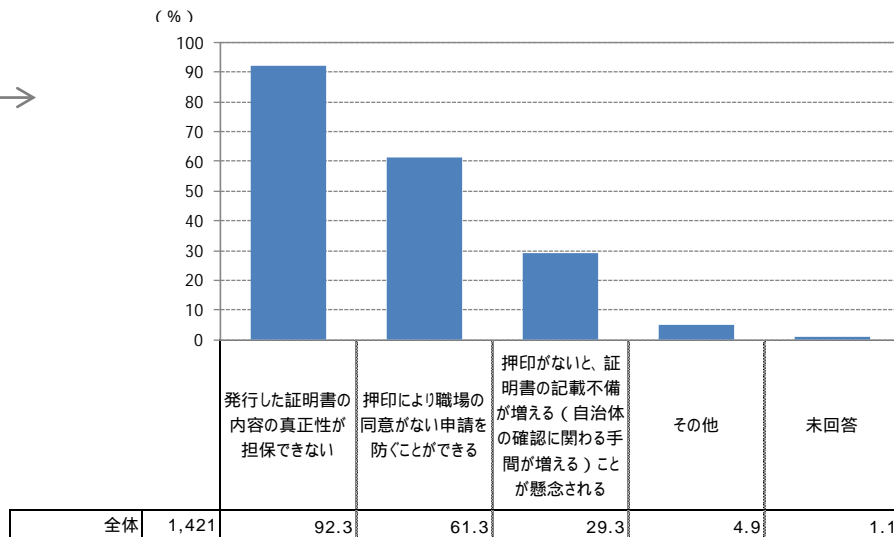
就労証明書について、勤務先の押印を「必須としている」市町村が84%（令和2年9月30日時点）。

押印不要化を検討中の市町村は47%を占めるが、具体的に不要化の予定がある市町村は5%に留まる。

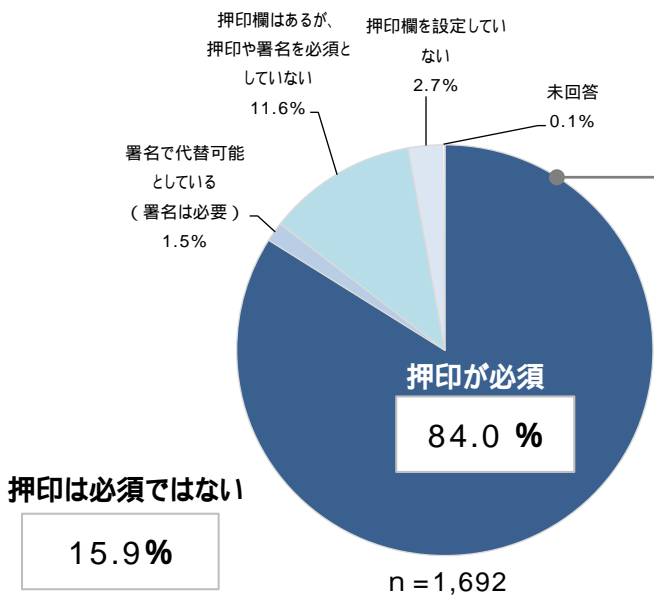
押印不要化の阻害要因は、
 ・発行した証明書の内容の真正性の担保
 ・職場の同意のない申請を防ぐ（不正抑止）

なお、内閣府において時点更新のための調査を行ったところ、令和2年10月以降押印を必須とする市町村は73.4%と、9月30日時点から10.6ポイント低下していることが確認された。これは、内閣府より複数回にわたり押印を不要とする対応を求めたことが一因であると考えられる。

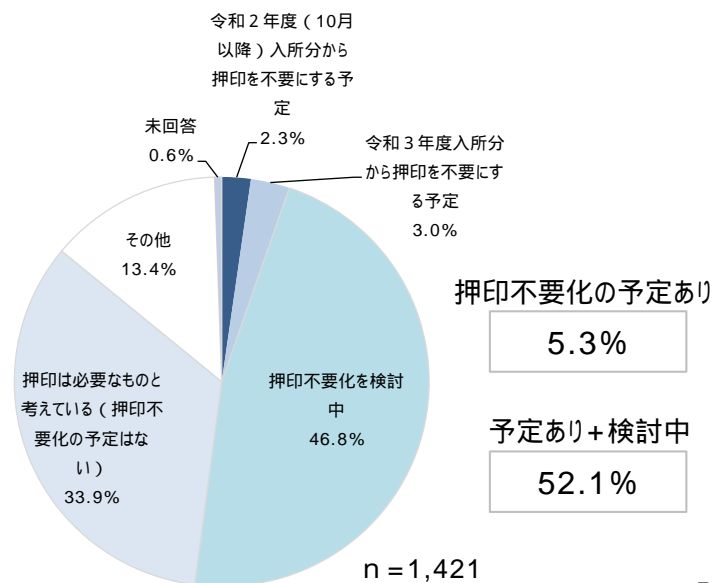
勤務先の押印が必須な理由



勤務先の押印は必須か



押印を必須としている自治体の押印不要化方針



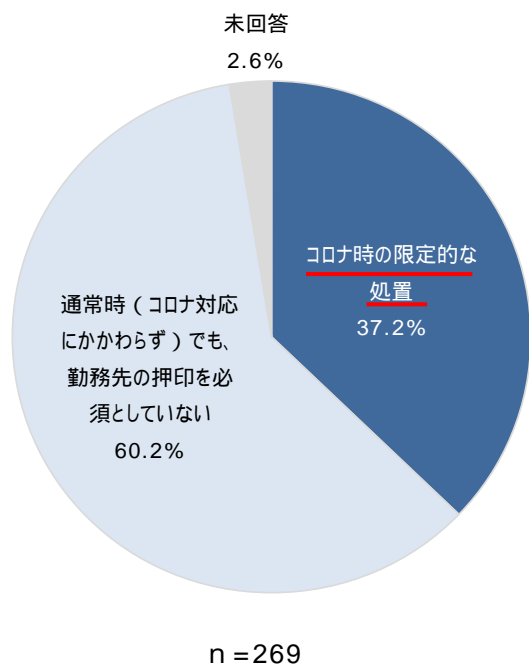
電子化に向けた課題（押印を必須としていない自治体の現況）

就労証明書について、勤務先の押印を「必須としていない」市町村（15.9%/269件）のうち、「コロナ時の限定的な処置」とする自治体が37%を占めており、これは、全市町村の5.9%に該当する。

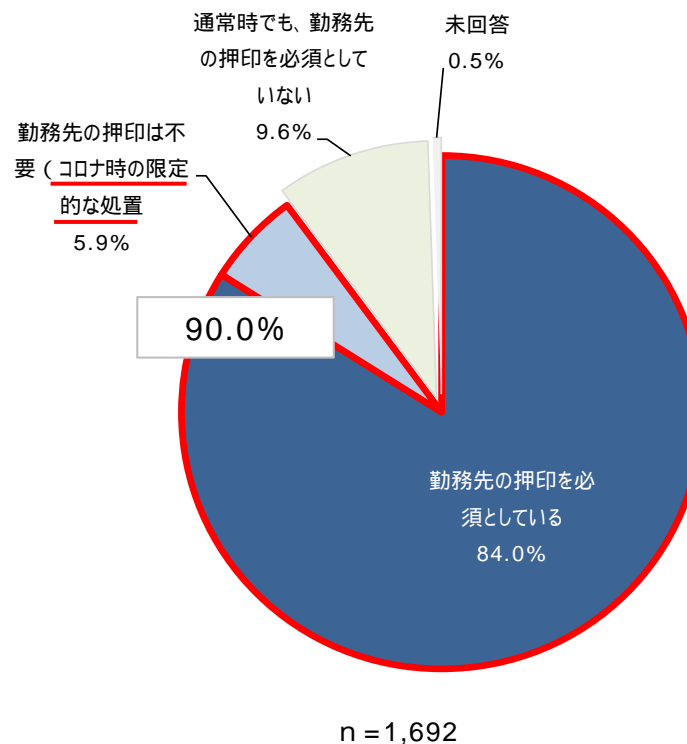
「勤務先の押印が必須」が84%、「勤務先の押印は不要（コロナ時の限定的な処置）」が5.9%となり、コロナ時の限定的な処置がない場合は、**押印は原則必須が90%、原則不要が10%程度**といった状況となっている。

押印を必須としていない自治体の状況

勤務先の押印を「必須としていない」市町村



押印の取扱い状況



押印を必須としている市町村のうち、押印の有無のみで就労証明書の真正性を確認している市町村が89%。

押印以外の内容の真正性の確認方法として、勤務先への電話や、企業から保護者へのメール画面の添付等により確認が行われているほか、一部、有印私文書偽造等の刑法上の罪が成立し得ることを周知し抑制を図るという意見も見られた。一方、一部自治体では押印以外の方法の場合、給与明細や出勤簿の提出など、就労者にとってはより手間のかかる方法が必要とのケースもあった。

また、電子的な方法により就労証明書の真正性を確認することができる体制があるか確認したところ、8割を超える市町村で体制が整備されていないことが分かった。

押印不要化を更に促すためには、「メール画面の添付」「有印私文書偽造等の刑法上の罪が成立し得ることを周知」など、押印に代わる簡易な方法を併せて周知していくことも重要と思われる。

押印により就労証明書の真正性を確認しているか

押印を必須としている自治体 n=1,421

	%
社印と照合するなどして真正性を確認している	4.6%
押印の有無のみで真正性を確認している	89.3%
押印では真正性を確認していない	4.2%
その他	5.3%
未回答	1.4%

基本的には押印の有無のみで真正性を確認しているが、疑義があった場合は電話等で確認しているケースも含まれる

就労証明書の内容の真正性の確認方法（押印以外の方法）

全体 n=1,692

	%
勤務先に電話等で内容を確認している	40.7%
署名（自署）で真正性を確認している	11.0%
企業から保護者へ就労証明書等の電子媒体を送付する際のメール画面等を、保護者が申請を行うに当たり添付させることで真正性を確認している	6.5%
電子的な方法により真正性を確認している	1.9%
その他	8.9%
押印以外の方法で、証明書の内容の真正性を確認していない	47.5%

電子的な方法により就労証明書の真正性を確認できる体制の有無

全体 n=1,692

	%
電子印影	9.5%
電子署名	6.7%
電子認証システム	1.2%
その他	1.0%
電子的なシステムを構築していない	83.7%
不明	2.5%

就労証明書の様式ファイルを、Web上でダウンロードできるようにしているかを尋ねたところ、**全体の82%がファイルをアップロードしている**。
人口5千人未満では「様式をアップロードしていない」が約6割を占めているなど、都市規模による差が見られる。

就労証明書の様式ファイルをアップロードしている自治体がアップロードしているファイル形式は、「PDF形式など加工できないファイル」が73%、「エクセルなど加工可能なファイル形式」が61%（すなわち、約4割が加工できないファイルのみをアップロードしている）。

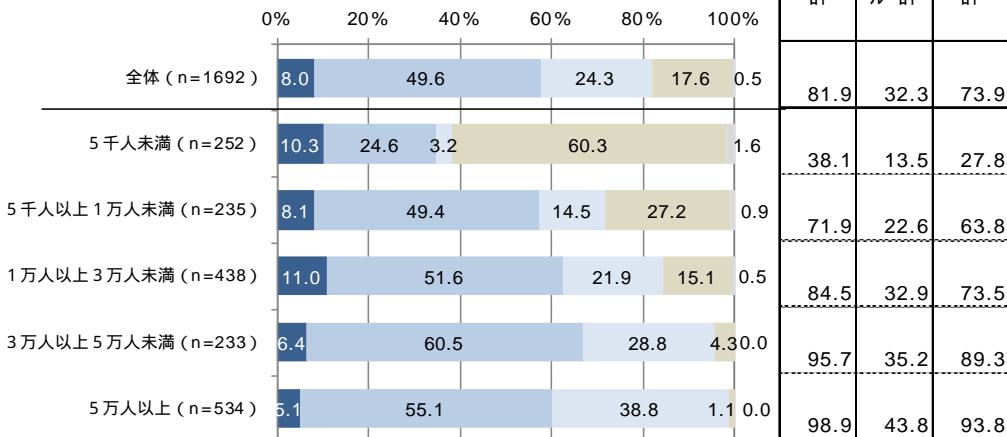
標準的な様式と独自様式を併用しており、様式ファイルをアップロードしている自治体がどの様式をアップロードしているかでは、**標準的な様式が37%、独自様式が92%**。

それぞれに「標準的な様式と自治体の独自様式の両方をアップロードしている」を含む

電子媒体のアップロード状況

全体 n=1,692

- マイナポータルにおける就労証明書作成コーナーでダウンロードできるようにしている
- 市区町村のホームページでダウンロードできるようにしている
- 上記の双方でダウンロードできるようにしている
- 様式はアップロードしていない



アップロードしている様式のファイル形式

就労証明書の様式ファイルをアップロードしている自治体 n=1,387

ファイル形式	%
P D F 形式など加工ができないファイル	72.8%
エクセルなど加工可能な形式のファイル	60.5%
その他	1.6%
未回答	3.9%

どの様式をアップロードしているか

標準的な様式と独自様式を併用しており、電子媒体をアップロードしている自治体 n=217

アップロード方法	%
標準的な様式と自治体の独自様式の両方をアップロードしている	30.9%
標準的な様式のみをアップロードしている	6.5%
自治体の独自様式のみをアップロードしている（標準的な様式の活用も可能な旨、併記している）	2.3%
自治体の独自様式のみをアップロードしている（標準的な様式の活用について特段の記載はない）	58.5%
未回答	1.8%

標準的な様式

37.3%

独自様式

91.7%

電子化に向けた課題（就労証明書の郵送状況）

就労証明書を申請者（就労者）に郵送等しているかを尋ねたところ、「申込者全員に郵送」が45%、「問合せがあった場合に郵送等」が42%、「問合せがあった場合に電子申請を案内した後、必要な人に郵送」が2%で、**合計89%の市区町村で就労証明書を郵送している。**

電子申請に対応している自治体であっても、**85%が就労証明書の郵送時に、電子申請が可能なことを告知していない。**

標準的な様式と独自様式を併用している自治体の送付している様式は、**67.2%が独自様式のみを送付**しており、就労者が送付されてくる様式のみが指定の様式であると認識している場合があると考えられる。

就労証明書の郵送状況

全体 n=1,692

	%
申請者（就労者）全員に郵送等している	45.0%
問合せがあった場合は、郵送等している	42.2%
問合せがあった場合、電子申請を案内した後、必要な人に対してのみ郵送等している	2.1%
郵送等していない	10.2%
未回答	0.5%

郵送時に電子申請が可能な旨を案内しているか

就労証明書を郵送等しており、電子申請にも対応されている自治体 n=253

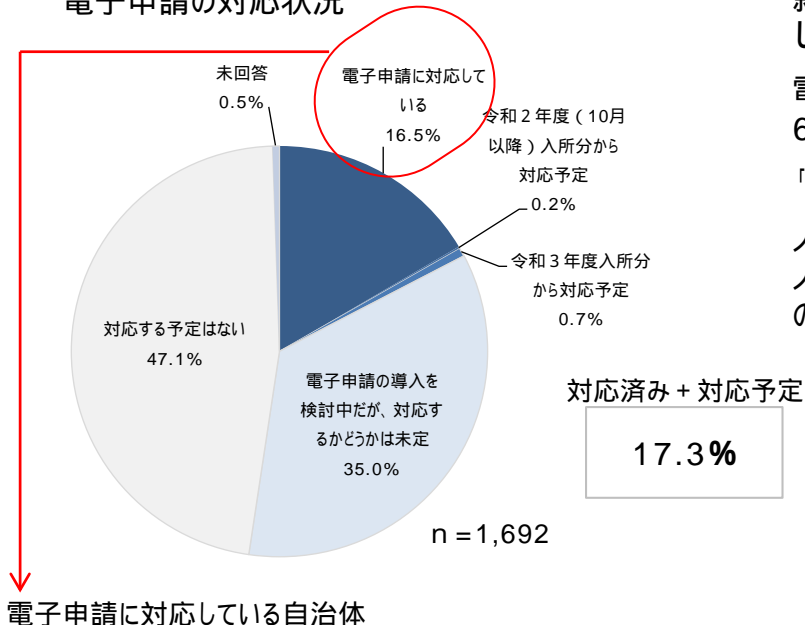
	%
電子申請が可能なことを告知している (同封する書類に表記)	11.1%
電子申請が可能なことは告知していない (同封する書類に表記していない)	84.6%
未回答	4.3%

標準的な様式と独自様式を併用している場合の、郵送している様式

就労証明書を郵送等している自治体の方のうち、標準的な様式と自治体の独自様式を併用している自治体 n=119(未回答の自治体を除く)

	%
標準的な様式と自治体の独自様式の両方を送付	21.8%
標準的な様式のみを送付	10.9%
自治体の独自様式のみを送付 (標準的な様式を活用できることを併せて周知)	15.1%
自治体の独自様式のみを送付 (標準的な様式を活用できることを併せて周知していない)	52.1%

電子申請の対応状況



就労証明書を添付する保育所等の入所申請等について、**電子申請に対応している市町村は17%**。

電子申請に対応している市町村のうち、「原本の提出が必要」な市町村が61%を占めるなどデジタルで完結する仕組みを実現している市町村は少ない。

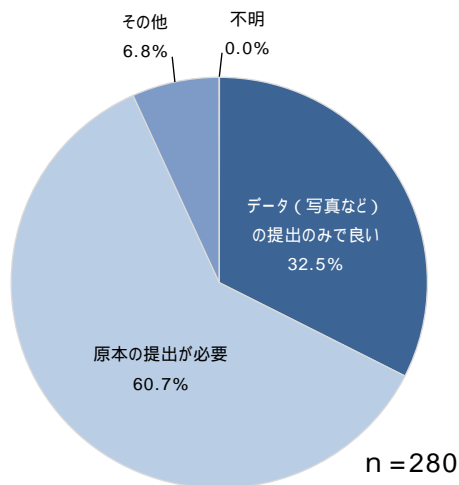
「証明書の内容の真正性の確認」が最も大きな課題となっている。

人口区分の小さい自治体では「職員の体制・知識」を課題とするところが多く、人口区分の大きい自治体では「不備等の確認作業」「認定に係る事務作業の見直し」等を課題とする傾向が強く見られた。

就労証明書「デジタルで完結する仕組み」課題

	%
証明書の内容の真正性の確認	75.4%
職員の体制・知識	70.1%
セキュリティ対策	61.8%
不備等の確認作業	58.3%
住民に対する利用促進・周知	54.5%
認定に係る事務作業の見直し	52.3%
マイナンバーカードの普及	46.3%
申請書フォーマットの簡略化・使いやすさの向上	45.9%
企業側の理解・利用促進	42.9%
企業等外部から送付されるデータを直接受け取ることができない等、自治体のシステム上の課題の見直し	41.8%

電子申請の際に添付書類の原本の提出を必要としているか



全申請のうち電子申請の占める割合

平均値 0.5%

2ページのとおり、年間で新規申請の2倍近い件数の現況届が提出されていることから、添付書類である就労証明書も現況届の際に多く作成されていると考えられるため、現況届の際に用いる様式が統一されれば作成する企業等の負担は大きく軽減する可能性がある。

現況届の際、保育の必要性の認定事由のうち「就労事由」を証する書類としてどのようなものの添付を求めているかを尋ねたところ、以下の通り、就労証明書の添付を求めている市町村が多い。新規申請時に使用している就労証明書と同じ様式の添付を求めている市町村が大半を占めている。

大都市向け標準的様式の添付を求めている市町村が、標準的様式に統一した場合に不都合が生じる割合が64%を占める。これは、入所時と異なる様式を使用することで保護者の混乱・誤提出が懸念されることが要因。

自治体独自様式の添付を求めている市町村に、標準的様式に統一した場合に問題があるかを尋ねたところ73%が問題ないとしている。

現況届の際、保育の必要性の事由のうち「就労事由」を証する書類の添付を求めているか n = 1,623

	%
就労証明書（標準的様式）の添付を求めている	41.8%
就労証明書（大都市向け標準的様式）の添付を求めている	4.3%
就労証明書（自治体独自様式かつ入所申請時と同じ様式）の添付を求めている	48.4%
就労証明書（自治体独自様式かつ現況届用の様式）の添付を求めている	7.2%
就労証明書以外の書類の添付を求めている	8.3%
書類の添付は求めていない	4.9%

現況届の際に添付を求める就労証明書の様式を「標準的様式」に統一した場合、不都合は生じるか

大都市向けの添付を求める	%
不都合は生じない	36.2%
不都合が生じる	63.8%

n = 現況届の際に大都市向け標準的様式の添付を求めている市町村 69

- 「不都合が生じる」場合（主な意見）
- ・入所時と書類が異なることによる保護者の混乱、誤提出が考えられるため
 - ・点数付けするための項目が不足する

独自様式の添付を求める	%
問題ない	73.2%
項目が不足している	26.6%

n = 現況届の際に就労証明書の独自様式の添付を求めている市町村 880

現況届は、既に保育所等を利用している子どもの保護者について、認定事由に変わらないことを確認する趣旨のものであり、利用調整を伴う入所希望時とは異なり、ほとんどの場合において保育の必要性の認定に係る項目があれば十分であると考えられる。

また、新規申請と比較し、現況届の件数が2倍近くあることから、保育の必要性の認定のみを判断するために最低限必要となる項目を確認した。

その結果、標準的様式で求めている右表の項目が必要である他、休憩時間、育休短縮可否、通勤時間等が必要と考える市町村が1割強存在した。

保育の必要性の認定のみを判断するために必要と考える項目

	%
就労時間（月、週、日など）	99.3%
就労者氏名	97.5%
雇用（予定）期間	95.1%
主な就労先事業所名	95.1%
育児休業の取得（予定）期間	93.3%
主な就労先住所	88.3%
産前・産後休業の取得（予定）期間	86.6%
復職（予定）年月日	85.8%
就労者住所	82.1%
主な就労先電話番号	81.3%
雇用形態	74.7%
就労実績（月間〇日など）	73.4%
短時間勤務制度の利用予定と期間中の就労時間	55.0%

n = 1,623